#### 固定資産評価基準の一部を改正する告示案に係る意見募集の結果について

令和2年11月6日 総務省自治税務局 資産評価室

「固定資産評価基準の一部を改正する告示案」について、令和2年9月14日(月)から令和2年10月13日(火)まで、ホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、2件のご意見をいただきました。

ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

# 1 実施方法

- (1) 募 集 期 間: 令和2年9月14日(月) から令和2年10月13日(火) まで
- (2) 告 知 方 法:電子政府の総合窓口(e-Gov)ホームページ
- (3) 意見提出方法:電子メール、郵送、FAX

#### |2 ご意見の総数、ご意見の概要及びご意見に対する総務省の考え方|

(1) ご意見の総数

提出意見数:2件

- ※ 意見提出者数としています。
- ※ 全て家屋に係るご意見であり、土地に係るご意見はありませんでした。
- (2) ご意見の概要及びご意見に対する総務省の考え方

お寄せいただいたご意見の概要及びご意見に対する総務省の考え方は、別紙のとおりです。 いただいたご意見については、「固定資産評価基準の一部を改正する告示案」には反映いたしませんが、今後の検討に際しての参考とさせていただきます。

その他、本件の改正に直接関係しないご意見が2件ありました。

### 3 意見募集を行った案からの一部変更

なし。

# <連絡先>

自治税務局資産評価室

(土地について)

担当:廣瀬鑑定官、檀田係長、出口係長

電話:03-5253-5679

(家屋について)

担当:小野川課長補佐、川瀬係長

電話: 03-5253-5680 FAX: 03-5253-5676

# ご意見に対する総務省の考え方

提出件数 2件(個人 2件)

No.	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を 踏まえた案の 修正の有無
1	家屋において、現行評価基準では、同一基準年度内における一時的な下落に対応する減額補正の規定がありませんが、仮に一時的な要因だったとしても、新型コロナウイルス感染症により建築物価水準が下落した場合には、下落補正率等で価格を簡便に減額修正できるような方策を新設すべきと考えます。	固定資産税は、税の負担の安定を図り、課税事務の簡素化を図るために、3年ごとの基準年度に評価替えを行い、その後の2ヶ年度は原則として基準年度の価格を据え置くこととしております。 このような趣旨を踏まえれば、基準年度以外の年度において、建築物価水準の一時的な下落に対応する措置を講じることは、固定資産税制度の根幹に関わる問題であり、慎重に判断してまいりたいと考えます。	無
2	木造家屋経年減点補正率基準表に示す「構造 区分」は不動産登記法に示す「構造」の区分と 内容が合致しないため、用語の定義が必要と考 えます。また、木造家屋経年減点補正率基準表 では、「専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用 住宅用建物」など「~用建物」という表現で区 分されていますが、これは、構造というよりむ しろ「使用用途」での区分といった方が適切で はないでしょうか。	木造家屋経年減点補正率基準表における構造 区分は、「専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併 用住宅用建物」などの用途別の区分によってい るところです。 固定資産評価基準上の表記については、いた だいたご意見も参考にし、今後必要に応じて検 討してまいります。	無